

相活士月刊メールマガジン 8月号 ～ VOL22～

相活士事務局です。第 22 回目のメールマガジンとなっています。

最後までご一読下さい。

なお、先月から週に 2 回、遺言相続ドットコムの記事をみなさんのメールアドレスに（原則火曜と金曜日）送付しております。こちらの方もぜひご一読ください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

目次

1. 相活士の皆様へのサポート体制が充実します！
2. 年に 1 度の相活士新聞発行について
3. 事業承継に関する悩みが表面化?! ～事務局からのメッセージ～
4. メディア掲載情報
5. 相活士復活制度のお知らせ
6. 更新を迎える方へ
7. 相活士行動理念

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

1. 相活士の皆様へのサポート体制が充実します！

当協会代表理事の江幡が代表を務める（株）アレース・ファミリーオフィスが、この度大阪（梅田）に西日本オフィスを開設します！

これまで、関東エリアを中心に、多くの相活士がいらっしゃる生命保険会社の各営業拠点の朝礼にお伺いしたり、様々な情報発信や個別相談・同行なども行っていますが、今後は関西エリアはもちろん、九州エリアにまでサポート体制を拡大していきます。

当協会の機能も有していますので、関西エリア、九州エリアでの定期的な相活士試験の実施も可能となり、今後さらに相活士会員が増えていくこととなります。より一層、相活士の皆さまへのサポートを充実させていきたいと考えていますので、相活士としての役割を果たす中で、相談や同行依頼などがありましたら遠慮なくお問い合わせください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

2. 年に一度の相活士新聞について

年に一回発行の相活士新聞がよいよ発行されます。8 月下旬から順次皆様のご自宅へ郵送

予定です。(一部の団体受験者は職場に郵送します)今しばらくお待ちください。

内容としては、相続法改正や相続対策、芸能人の終活以外に、「相活士の更新の変更(2年更新になりますが、更新毎に好評の相活士名刺が付きます!)」や「相活士名刺の料金変更」等もございますので、必ずご一読ください。

※毎年8月に発行予定です。

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

3. 事業承継に関する悩みが表面化?! ~事務局からのメッセージ~

最近、中小企業経営者の方々から“事業承継”に関するご相談を受けることが増えてきました。

“ふさわしい後継者がいない。”

“株式譲渡や事業譲渡について、具体的に相談したい。”

“自社株の評価が高く、顧問税理士や弁護士にも相談しているが、具体的に話が進んでいかない。”

など、事業承継に関する中小企業経営者の悩みが一層表面化してきた印象を受けます。

おそらく相活士の皆さまも耳にすることが増えてきたのではないのでしょうか。

主に現経営者の高齢化が要因に挙げられますが、2017年度に改正された事業承継税制も、以前よりは条件が緩和されたとはいえ、まだ課題が残る制度です。

その企業によって講ずるべき具体的な対策は異なるため一概には言えませんが、経営者の方々とお話させていただくにあたり、M&Aなどの専門的な知識や実務スキルを要する内容だけではなく、私たちが日頃勉強している“相続”に関する延長線上レベルの内容もたくさん含まれています。例えば、会社の株式の相続や贈与、株式買い取りや税金支払いのため資金調達方法など。

せっかく取得した相活士の資格です。

基礎的な知識習得だけに留まらず、日常の生活や仕事を通じて、より実践的な知識やスキルも身につけていきたいものですね。

“社長、会社の事業承継はどのようにお考えですか?”

そんな一言から話を切り出してみてもいいのではないでしょうか。

きっと社長の悩みや会社が抱える課題を垣間見ることができるはずです。

当然のことながら分からないこともたくさんあるでしょうから、そんなときは可能な範囲でヒアリングしていただき、当協会にパスを投げいただければ、全国どこでも出張(同行)対応いたします。

中小企業経営者の皆さまのお役に立っていきましょう!

☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆ ☆☆☆☆

4. メディア掲載情報

代表理事の江幡が講談社の現代ビジネスでの連載がアップされました。宜しければご一読ください。

15 万円をケチったせいで持ち家から「強制退去」 60 代男性の悲劇
<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/65342>

※特にこの回は現代ビジネスで順位が第2位まで浮上しており、たくさんの方に読まれた内容となっております。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

5. 相活士復活制度について

相続終活専門士に合格したけれども、「更新時に更新書類を提出するのを忘れてしまった」、とか、「ここまで相続や終活について世間的な認知が高まるとは思わなかった」等の理由で、「もう一度相活士として名乗りたい」という方が増えています。

そこで、更新料 3,000 円（税別）プラス事務手数料 1,500 円(税別)で再度相活士の更新を承ります。

もし皆様のお知り合いで「かつて相活士に合格したけど更新していない」という人がいらっしゃった場合、アナウンスしていただければと存じます。

相活士の復活をされた方は再度認定証を交付いたします。

尚、現時点で復活制度を利用した場合の再テストは予定しておりませんが、今後は再テスト(おそらく 25 問程度)を行うことになるとお思いますのでお含みおきください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

6. 更新を迎える方へ

相活士取得から 1 年が計画する前に皆様の勤務先に更新書類をお送りいたします。

年間更新料は本来 500 円×12 か月＝6,000 円（税別）でしたが、当面の間 50%オフにし、250 円×12 か月＝3,000 円（税別、税込みだと 2019 年は 3,240 円）にいたします。

※更新書類が届かなくなるので必ず異動があった場合、事務局(03-5210-1233 もしくは info@sokatsu.jp)にご一報いただければと存じます。

皆様のお手元には①口座自動引去の用紙、②返信用封筒、③更新チラシが送付されますので、① の口座引去りの用紙にご記入の上、②の返信用封筒で投函ください。

①の書類が確認できましたら、2019 年度の会員証を郵送いたします。

※なお、ご希望の方には年会費の銀行振り込みでの更新も対応いたします。ご希望の方は協会へご一報ください。

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

7. 相活士行動理念

相活士として、争続・争族（あらそうぞく）を避けるため、効果的な終活を推奨することを使命とします

具体的には

- ① 遺言を書くことを推奨します。
- ② 死亡保険金受取人を熟考することを推奨します。
- ③ 遺言執行人を指定することを推奨します。中でも外部の法人にすることを推奨します。

お申込みやお問い合わせは一般社団法人 相続終活専門協会

電話 03-5210-1238 ファックス 03-5210-1233

メール info@sokatsu.jp

☆☆★☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆